

「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」ロゴマークデザイン募集要項

島根県 奥出雲町農業遺産推進協議会

1. 概要

奥出雲町は鉄づくりとともに育まれた循環型農業が今も息づいており、2019年2月15日、「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」が『日本農業遺産』に認定されました。

奥出雲地域は、砂鉄を採取する「鉄穴流し」（かんなながし）という採掘技術で山々を切り崩し、採掘のために導いた水路やため池を再利用して次から次へと棚田に再生しました。

本町の棚田は標高約300～500mの緩やかな山麓丘陵地に拓かれ、現在では、仁多米をはじめ、奥出雲和牛、シイタケ、ソバが生産されています。

かつて砂鉄を採取した跡地は風化花崗岩（真砂土）の痩せた土地でしたが、ソバ等を栽培し、牛糞や山草等を堆肥化して肥沃な土壌に変え、現在、「仁多米」は高い評価を受けています。

たたら製鉄には多くの役牛が飼育され、鉄の運搬や農耕のため17世紀初頭から和牛改良が始まり、現在の「奥出雲和牛」に受け継がれており、また、たたら製鉄の燃料として大量に必要だった木炭は、森林資源を枯渇させないよう約30年周期で輪伐し、その知識を生かしてシイタケの原木として循環利用し、「奥出雲椎茸」（菌床シイタケ）の産地になっています。

奥出雲町農業遺産推進協議会では、本町の資源循環型農業を象徴するロゴマークを定め、パンフレットやチラシ等の広報媒体に使用することにより、本町の農業遺産の認知度向上、農産物ブランド化やイメージアップ、地域住民や農業者にとって自信と誇り、機運の醸成につながることを目的とします。

2. 募集内容

日本農業遺産に認定された「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」をイメージさせるロゴマークを募集します。ロゴマークのコンセプトとして、

- ① 分かりやすく、シンプルなもの
- ② 以下のいずれかの要素を一つ以上含んだもの
 - ・「たたら製鉄」
 - ・砂鉄を採取した「鉄穴流し」
 - ・棚田や鉄穴残丘など特徴的な景観
 - ・仁多米、奥出雲和牛、シイタケ、ソバの農産物
 - ・資源循環型農業

- ③ 今後、世界農業遺産に認定申請の予定もあることから、世界農業遺産に認定された際も継続して利用できるデザイン

3. 応募作品について

- ・色数は自由としますが、単色での使用もできるように考慮してください。
- ・シール等での使用もあるため、2cm×2cmの大きさでも認識できるデザインとする。

4. 応募方法

(1) ロゴマーク、ロゴマークの説明文(200~300字)、必要事項として、応募者氏名(ふりがな)、電話番号、職業等(学校・学年)、住所を記入し、指定の応募用紙【A4サイズ】で電子メールによる送信、郵送、または直接お持ちください。

(2) 一人で複数の応募を可としますが、応募用紙1枚につき1作品とし、必要事項はすべて記入すること。

- ① 電子メール
- ・ロゴマークについては5MB以内の画像データ(JPEG形式、GIF形式、またはPDF形式)で提出してください。
 - ・件名は「ロゴマーク応募」としてください。
 - ・【応募先メールアドレス】 noushin@town.okuizumo.shimane.jp

- ② 郵送・持参 折り曲げないようにし、封筒に「ロゴマーク応募」と明記ください。

【宛先】 〒699-1511 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1 奥出雲町役場農業振興課
奥出雲町農業遺産推進協議会 「ロゴマーク応募係」あて

5. 募集期間 令和2年1月20日(月)~令和2年3月30日(月) 消印有効

6. 選考・発表 本協議会が設置する選考委員会において審査し、採用作品を決定します。

7. 表彰・商品 最優秀賞 賞金10万円、仁多米10キロを贈呈

※受賞者が高校生以下のときは、図書カードとします。

8. 作品の取扱い、その他の注意事項

- (1) 最優秀受賞作品の知的財産権に係る一切の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利含む）は、奥出雲町農業遺産推進協議会に譲渡するものとします。その場合、受賞者は著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。
- (2) 応募作品は、自作・未発表で、同一作品又は類似作品が他のコンテスト等への応募又は発表予定のないものに限り、受賞作品がすでに発表されているものと同じ、あるいは酷似していること等が判明した場合や、この規定に違反していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (3) 応募作品中に、他人が著作権等を持つ著作物が含まれる場合には応募者の責任において、その著作物等について著作権者等から応募のための複製等の利用許諾を得るものとします。また、人の肖像権等を利用する場合についても同様とします。
なお、第三者から著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合、応募者は自己の責任において解決を図るものとし、主催者は一切の責任を負わないこととします。
- (4) 採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら補正・修正及び文字の付加、あるいはほかの書体等との組み合わせにより使用させていただく場合があります。
- (5) 送付中やメール送信中の事故により作品が届かなかった場合、不可抗力の事故及び何かの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。
- (6) 応募作品は返却しません。
- (7) 応募者の個人情報の取り扱いについては、作品の審査及び発表の範囲内においてのみ利用し、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、受賞者の氏名、住所(市区町村名)と作品の説明は公表いたします。
- (8) 本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。

9. お問い合わせ

奥出雲町農業遺産推進協議会 事務局 奥出雲町役場農業振興課 ロゴマーク応募係

住所 〒699-1511 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1

電話 0854-54-2513 ファックス 0854-54-0052

たたら製鉄に由来する資源循環型農業 ロゴマーク応募用紙

【ロゴマークのデザイン】	ふりがな	
	名 前	
	電話番号	
	職業等 (学校・学年)	
	住 所	〒
【ロゴマークの説明文】		

募 集 要 項

応募方法

- (1) 郵送または持参の場合（持参の受付：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
本チラシの応募用紙、もしくは町ホームページの「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業ロゴマークデザインの募集」よりダウンロードした応募用紙に必要事項を記入し、郵送、または持参してください。
- (2) 電子メールの場合
町ホームページの「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業ロゴマークデザインの募集」より、必要事項を記入した応募用紙にデザインを添付し、電子メールで提出してください。

選定・デザインの 使用について

- (1) 奥出雲町農業遺産推進協議会の選考委員会において審査し、採用決定を行います。
- (2) 選ばれたデザインは本推進協議会において、「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」のロゴマークとして使用します。

注意事項

- (1) 他人のデザインに応募することはできません。応募作品についての著作権等に関わる問題が生じた場合、応募者の責任とします。
- (2) 選ばれたデザインの著作権は、本推進協議会に帰することにします。
- (3) 提出いただいた応募用紙は返却できません。
- (4) 応募書類の個人情報、選考の結果の連絡、展示、表彰以外には使用しません。
- (5) 選定されたデザインは、町が加工・加筆する場合があります。

たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業

日本農業遺産のまち 奥出雲町 《中国地方初》



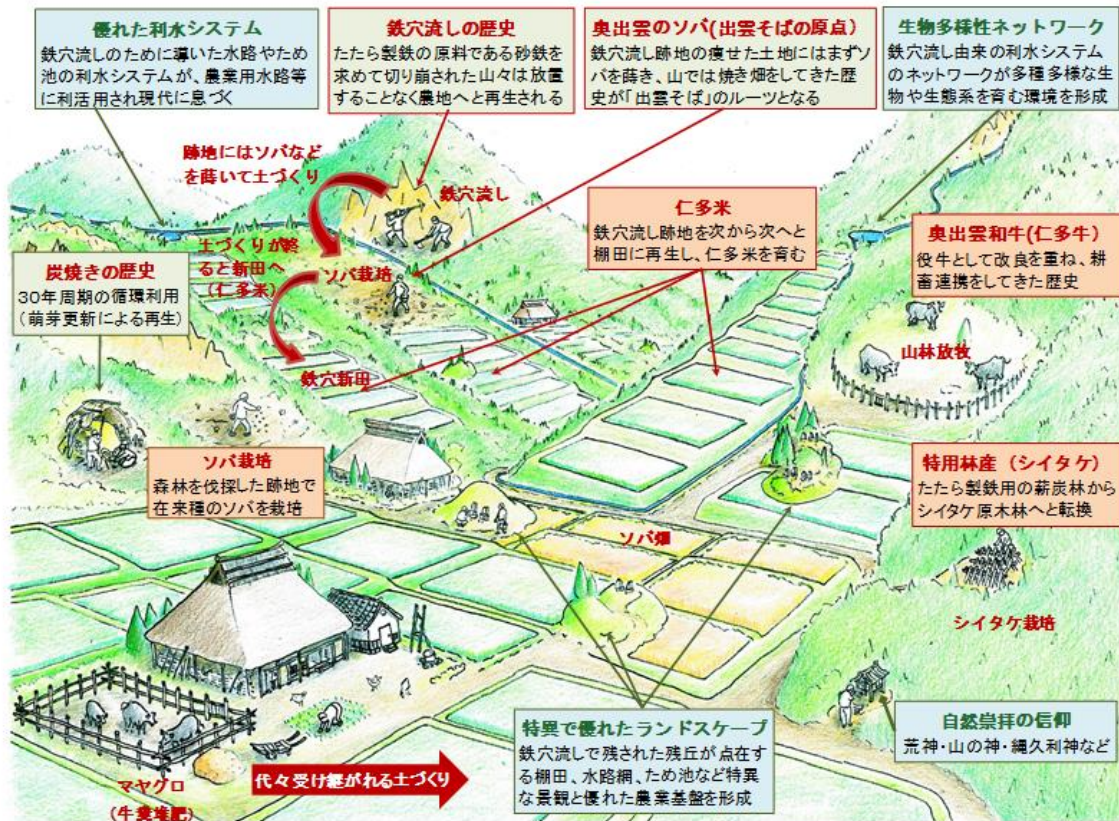
「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」が2019年2月15日、『日本農業遺産』に認定されました。

将来にわたり受け継がれるべき伝統的な農林水産業が営まれている地域を農林水産大臣が認定する制度であり、15地域が認定されています。(2019年10月末現在)

奥出雲町の農業には他にはない特徴があります。かつてたたら製鉄で栄えた土地で、鉄穴流しという方法で豊富な水を使って砂鉄を採取しました。奥出雲町の棚田は鉄穴流しで使われた水路やため池を再利用しています。

もともとは痩せた土地でしたが、そばを栽培したり、牛糞や山草などをたい肥として投入することで肥沃な土壌に改良し、水稻の生産性を高めてきました。鉄の運搬や役牛として大切に育てられてきた和牛の改良技術は、現在の「奥出雲和牛」に引き継がれています。また、たたら製鉄の燃料として大量に必要な木炭は、森林資源を枯渇させないよう30年周期で輪伐していました。

このように、奥出雲の里山には、先人たちの知恵や技術、農林畜産業に携わる人々のたゆまぬ努力により地域循環型の農業を発展させてきました。これら伝統的に継承されてきた農林業とそれに密接に関わる農文化や生物多様性が認められ、日本農業遺産に認定されました。



たたら製鉄に由来する奥出雲の土地利用と循環型農業システム